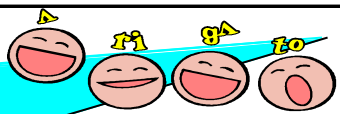


琴平自動車株式会社



私たちは返品を笑顔でお受けします。

《経営理念》

カーメンテナンスサポート業を通して安心と信頼の輪を広げる



NO. 225 令和 4 年 4 月号

<http://kotohira-motors.com>



当社はこんなご要望にも

お応えしております！

②



トレーラー台車のエアホース製作！

当社の得意先の方が、急ぎでエアホースを作ってほしいとのことで、連絡がありました。

急いで出張エアホース製作車に乗り込み、得意先に訪問。エアホースを外してもらい、その場で製作！

大変喜ばれた一例です。



白ナンバー車 アルコールチェック義務化

これまでトラックやタクシーなど運送業や運搬業など運ぶことを義務としている「緑ナンバー」で義務化されていたアルコール検知器でのチェックについて、2022年4月道路交通法施行規則の改正により自社製品の配送などを目的としている「白ナンバー」の車を一定の台数以上使う事業者においてもアルコールチェック義務化の対象が拡大されることになりました。

今回の改正は2021年6月に千葉県八街市で小学生5名が大型トラックにはねられて死亡した事件を受けたものです。その時加害者が運転していたのは、自社の荷物を運ぶ「白ナンバー」のトラックでした。そして今回、白ナンバー車に対しても運転前後のアルコール検知器による飲酒チェックが義務付けられる事になりました。

義務化対象となる車両の条件

今回の改正案では、定員11人以上の車を1台以上または白ナンバー車を5台以上使う企業が対象です。車種や車両用途は問わず、黄色ナンバー（軽自動車）も対象となります。

	定員11人以上 白ナンバー車を1台以上
	白ナンバー車を5台以上 ※自動二輪車(50CC以上)は0.5台として計算

道路交通法ではこの条件に当てはまる車両を保有する団体を「安全運転管理者選任事業所」と定め、車両の運行管理や安全運転に関する事業所内の管理者として選任される「安全運転管理者」に対して、新たに管理すべき業務として点呼とアルコール検知を義務化しました。

アルコール検知器の準備

アルコールチェック義務化として、2022年10月1日からは「アルコール検知器を常時有効に保持すること」が必須となります。つまり、正常に作動し故障のない状態でアルコール検知器を保持する必要があるという事です。

開始時期改正内容 2022年4月1日～	運転前後の運転者の状態を目視等で確認して、運転者の酒気帯びの有無を確認すること。 酒気帯びの有無について記録し、その記録を1年間保存すること。
2022年10月1日～	運転前後の運転者に対して、その運転者の状態を目視等で確認し、 国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて、酒気帯びの有無を確認すること。 アルコール検知器を、 常時有効に保持すること。

なお、アルコール検知器を導入する際は、国家公安委員会が定めるものでなければなりません。性能上の要件は設けられていないので、吸気中のアルコールを検知し、その有無または濃度を警告音・警告灯・数値などで示す機能が搭載されていれば問題ありません。



琴平自動車株式会社

